農地機構だより

～人と農地をつなぐ～　第43号

（公財）しまね農業振興公社
（農地バンク）
2022年 5月 発刊
松江市黒田町432番地1
0852−20−2871

情報提供です !!
「人・農地」の施策が R5 年度（予定）からかわります !!

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案

※掲載内容は、農林水産省作成のものです。詳細は、農林水産省 HP をご覧ください。

背　景

農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要

概　要

地域計画の策定（人・農地プランの法定化）

①市町村は、農業者、農業委員会、県公社、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話合いを実施

②これを踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画」を策定・公告
その際、農業委員会は、県公社等と協力して目標とする地図の素案を作成
※地域計画は、施行期日から２年を経過する日（R7.4.1 予定）までの間に策定

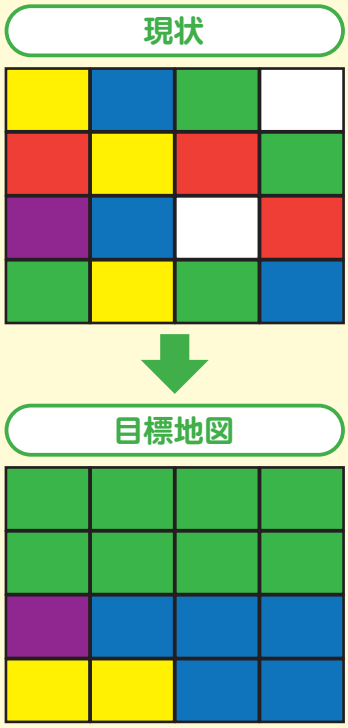

農地の集約化等（主なもの）

①農業委員会は、地域計画の達成に向け、農地所有者等による県公社の貸付け等を促進し、県公社は、農地の借入れ等を農地所有者等に積極的に申入れ

②県公社に対する遊休農地の貸付けに係る裁定等における貸付期間の上限を延長 **※（20 年→ 40 年）**

※裏面の「制度フロー図」を、ご参照ください。

農業委員会と県公社はこれまで以上の連携が必要になってきます。

所有者不明農地制度の全体の流れ及び内容について、掲載をしてほしい!!という要望を多数いただきました。

よって、今号より何回か、掲載をさせていただきたいと思います!!

今号では、“所有者が誰もわからない場合”の制度の概要について掲載をさせていただきたいと思います。

※これまで、何回か掲載をさせていただきました。
重複するものもありますが、ご了承願います。

それでは見ていきましょう!!

所有者が誰もわからない(相続放棄を含む)場合の手続き(農地法による裁定制度)

制度の大まかな流れは以下のとおりです。

遊休農地又は遊休農地のおそれのある農地を、賃貸借で「借り受けしたい」と申出された方に、利用権を設定する場合(賃料相当額は補償金として供託所に納めます)

遊休農地 / 遊休農地のおそれのある農地
→ 農業委員会が所有者に関する情報を探索する
→ 農業委員会が所有者不明である旨を公示する
→ 農業委員会が県公社に通知する
→ 県公社が県知事へ裁定の申請を行う
→ 県が申請があった旨を公告する
→ 県が裁定する
→ 県公社への20年[※2]以内の利用権設定

探索範囲は、配偶者、子等に限定

※1 公示期間は6ヶ月

県公社は、通知後4ヶ月以内に県知事へ申請

※1　R5年度(予定)より、6ヶ月→2ヶ月となる予定です。
※2　R5年度(予定)より、20年→40年となる予定です。

編集後記

冒頭で記載させていただいたとおり、令和5年度以降、農地の集積・集約化関連施策がかわってきます。農地中間管理事業も大きく様変わりになる予定です。

今後どのように事業をすすめていくか等、皆様方のご意見をいただきながら検討させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

(K・N)